

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

南あわじ市長 守本 憲弘

## 記

### 1. 協議の場を設けた区域の範囲

賀集生子地区

### 2. 協議の結果をとりまとめた年月日

令和 3 年 3 月 1 7 日

### 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○ 経営体数

法人	0 経営体
個人	3 5 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

### 4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか。

担い手は十分確保されている。

### 5. 農地中間管理機構の活用方針

離農及び規模縮小を考えている農業者の農地を地域の担い手へ貸し付け、及び生子営農組合へ特定農作業受託により土地利用集積を行い、農地の維持管理および営農組織の運営の安定化を図る。離農及び規模縮小を考えている農業者の農地を地域の担い手へ貸し付け、及び生子営農組合へ特定農作業受託により土地利用集積を行い、農地の維持管理および営農組織の運営の安定化を図る。

### 6. 地域農業の将来のあり方

畜産農家と耕種農家において、耕畜連携の取組みを積極的に行い、表作は生子営農組合に農作業の一部委託をして飼料作物の生産、裏作は農家個人においてたまねぎなどを生産している。

今後も耕畜連携の取組みを持続して行い、良質堆肥による土づくりを進め、地域特産であるたまねぎの生産性を高めていくとともに、集落内の農地を有効活用して家畜の飼料の安定的供給とコスト低減を図っていく。